

「指定短期入所生活介護(ショートステイ)」
「指定介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)」
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(福岡市指定 第4071100269号)

当施設はご契約者に対して介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護等サービス」という）を提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通りご説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1～2
3. 基本理念・経営方針.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 苦情処理の体制.....	7
7. 事故発生時の対応.....	7
8. 養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口.....	8

1.事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 福岡白百合会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県福岡市南区大平寺2丁目 37-18 |
| (3) 電話番号 | 092-566-3221 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 濱中 智 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年12月22日 |

2.ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
福岡市 4071100269号
※当事業所は第2花畑ホーム アイナリーケアに併設されています。 |
| (2) 施設の目的 | 要介護者に対し、心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適切な生活介護の提供を目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 第2花畑ホーム アイナリーケア |
| (4) 施設の所在地 | 福岡県福岡市南区柏原 715-13 |
| (5) 電話番号 | 092-565-4002 |
| (6) 施設長(管理者) | 氏名 和田 久子 |

(7) 開設年月 平成6年5月11日

(8) 開業日及び開業時間

開業日	年中無休
受付時間	9時～18時

(9) 利用定員 20名

(10) 通常の事業実施地域

福岡市南区・城南区・早良区・中央区・博多区・那珂川市・春日市

(11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	12室	
2人部屋	28室	
4人部屋	8室	
合計	48室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ホットパック、マイクロウェーブ、平行棒等
浴室	2室	機械浴・個人浴槽
医務室	1室	

(室数に特養入所用ベッド80床を含む)

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

全室洗面所付、トイレ付居室あり

全室電動ギャジベッド完備、個人別整理タンス完備

(12) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

施設・設備	利用料	備考
		現在のところ特にありません。

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3.基本理念・運営方針

(1) 基本理念

人間尊重の精神と真心のこもったお年寄りへの介護を通して、地域社会に貢献する。

(2) 運営方針

心身に何らかの不自由を持っておられるご利用者の皆様が、あたたかな家庭的雰囲気の中で安心して適切な介護と看護が受けられ、平安のうちに充実した生活をすごして頂くことを運営方針とします。

- ① そのためには、全職員が一丸となって、各職種の職員研修の充実を図り、ご利用者の自立支援をもとに、皆様方お一人お一人の“その人らしさ”を大切に、個々のご希望（自己決定）にかなうサービスの提供や在宅復帰も含めた機能訓練の促進等に努めます。そして、職員みずからも自分や自分の家族が利用したいと思えるような施設づくりに専念いたします。
- ② 地域ボランティアの方々や各種学校団体等の研修、見学活動を積極的に受け入れ、地域社会との連携強化に努めるとともに、種々の行事を通して施設を地域の方に開放し、地域との交流を深めるように心がけます。

4.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算(※①)	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	必要数	必要数(※②)
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員(リハビリ担当含む)	5名	4名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	2名	1名
7. 医師	嘱託等2名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

(利用定員に特養入所者80名を含む100名定員による)

※①常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

※②必要数：前年度入居者のご利用実績に基づき、3名のご利用者に対して、1名の介護(看護)職員を配置しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	人数
1. 医師	毎週月・水曜日 14:00～16:00	嘱託等2名
2. 介護職員	日勤： 9:00～18:00 遅出：10:00～19:00 夜勤：16:30～翌日10:00	必要数 5名程 5名
3. 看護職員 (ショートステイ担当含む)	日中： 9:00～18:00 遅出： 9:30～18:30	1～3名
4. 機能訓練指導員	日中： 9:00～18:00	0～1名

☆ 土日祭日は上記と異なります。

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から支給されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)

朝食：7:30～8:00 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、当事業所と病院・老健等他施設間の送迎の場合は、通常の事業実施地域（2nd-ゾ^ン参照）であれば送迎費用として一回600円、また、それ以外のエリアからのご利用の場合には、サービス提供地域から超過した距離について、左記に加え交通費実費(ガソリン代として10円/km)をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービスと利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 5,647円	要支援2 6,966円	要介護度1 7,567円	要介護度2 8,401円	要介護度3 9,276円	要介護度4 10,120円	要介護度5 10,943円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,082円	6,269円	6,810円	7,560円	8,348円	9,108円	9,848円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	565円	697円	757円	841円	928円	1,012円	1,095円
4. 食事に係る標準自己負担額	1,480円						
5. 居住に係る自己負担額	915円						
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,960円	3,092円	3,152円	3,236円	3,323円	3,407円	3,490円

※ 2割・3割負担の方につきましては別紙 料金表をご覧ください

※ 状況により加算内容が変わる場合があります。生活相談員にお問い合わせ下さい

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また、利用者負担段階4の方については、食事に係る自己負担が、1,480円となります。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村住民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[単位：万円]（月額概数）

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なります)				食費	
		多床室 (相部屋)	従来型 個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室		
生活保護受給者	利用者 負担段階1	0.0	1.2	1.7	2.6	0.9	
市町村 民税非 課税世 帯全員	高齢福祉年金受給者						
	公的年金等収入額と合計所得金額 の合計が80万以下の方	利用者 負担段階2	1.3	1.5	1.7	2.6	1.8
	公的年金等収入額と合計所得金額 合計が80万超120万以下の方	利用者 負担段階3①	1.3	2.7	4.2	4.2	3.0
	公的年金等収入額と合計所得金額 の合計が120万超の方	利用者 負担段階3②	1.3	2.7	4.2	4.2	4.0
上記以外の方	利用者 負担段階4	2.8	3.7	5.3	6.3	4.4	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1回、理容師・美容師の出張による理髪美容サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり提供業者への実費

尚、ボランティア等によるサービスには利用料がかからない場合があります。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（電話代、飲料水代、アイスクリーム代等々）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法及び期限（契約書第8条参照）

① 前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了翌月の20日をめどに、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。お支払が確認できない状態が、ご利用月から2ヶ月程経過致しますと、民法の規定通り、遅延利息を請求する事がございます。

② 振込みの際は、振込手数料ご負担でお願いします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○ 利用予定期間の前に、ご契約者のご都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者へ申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約書に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6.苦情処理の体制（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付など

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護主任、看護主任、生活相談員

第三者委員

- ・ 弁護士 篠木 潔 (092-714-1050)
- ・ 社会福祉士 松崎 倫子 (090-9471-4853)

○受付時間

毎週月曜日～土曜日 9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

○苦情解決責任者 施設長 和田 久子

○苦情相談責任者 相談員 田島 美優希

（2）行政機関その他苦情受付機関

福岡市南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原 3-25-3 電話番号 092-559-5125 F A X 092-512-8811 受付時間 AM9：00～PM5：00
国民健康保険 団体連合事業部 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 F A X 092-642-7856 受付時間 AM9：00～PM5：00
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町 3-1-7クローバープラザ4階 電話番号 092-915-3511 F A X 092-584-3790 受付時間 AM9：00～PM5：00

7.事故発生時の対応

入居者の日常生活や処遇上の事故（転倒・転落・打撲・切り傷・溺水・火傷・喧嘩・誤飲・異食・配薬違い等）が発生した場合、適切かつ迅速な対応を行い、入居者の被害が最小限となるように万全を尽くします。そのために、当施設内で介護事故防止委員会を設置し、原因の究明と対応策及び再発防止策を講じるようにいたします。

8. 養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市役所 福祉局 高齢社会部 事業者指導課担当

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 電話：711-4319

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 第2 花畑ホーム アイナリーケア

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護等サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者ご住所

〒

氏 名

印

ご家族代表者ご住所

〒

氏 名

印

続 柄

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 3,114 m²
- (3) 施設の周辺環境

油山のふもとにあって緑に囲まれ、近くにはふれあい牧場や園芸公園などがあり、自然環境に恵まれたところです。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

施設長… 法人の決定する方針に従い、施設の運営管理を統括いたします。

副施設長…施設長を補佐し、施設運営を円滑に実施するために必要に応じて配置しています。利用者とのコミュニケーションをおして心のケアを担当しています。

事務職… 施設の庶務・経理の事務処理を行います。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護(看護)職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。5名の看護職員(ショートステイ担当を含む)を配置しています。

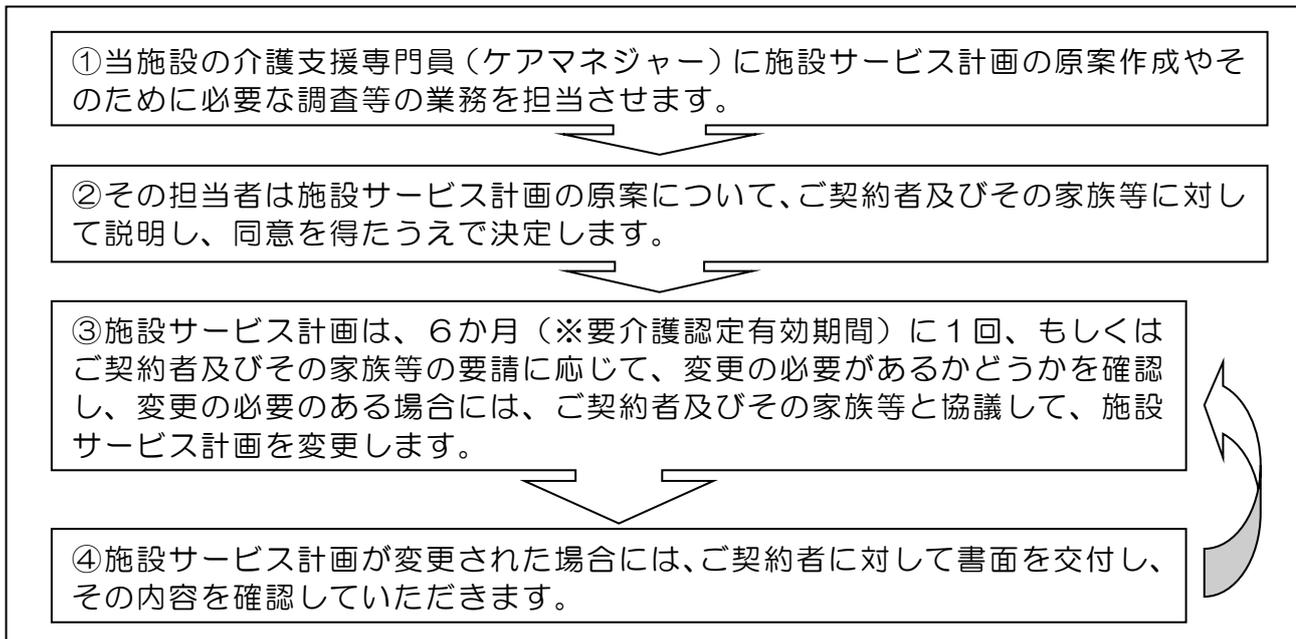
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。介護(看護)職員及び生活相談員が兼ねる場合もあります。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の嘱託医師等を配置しています。

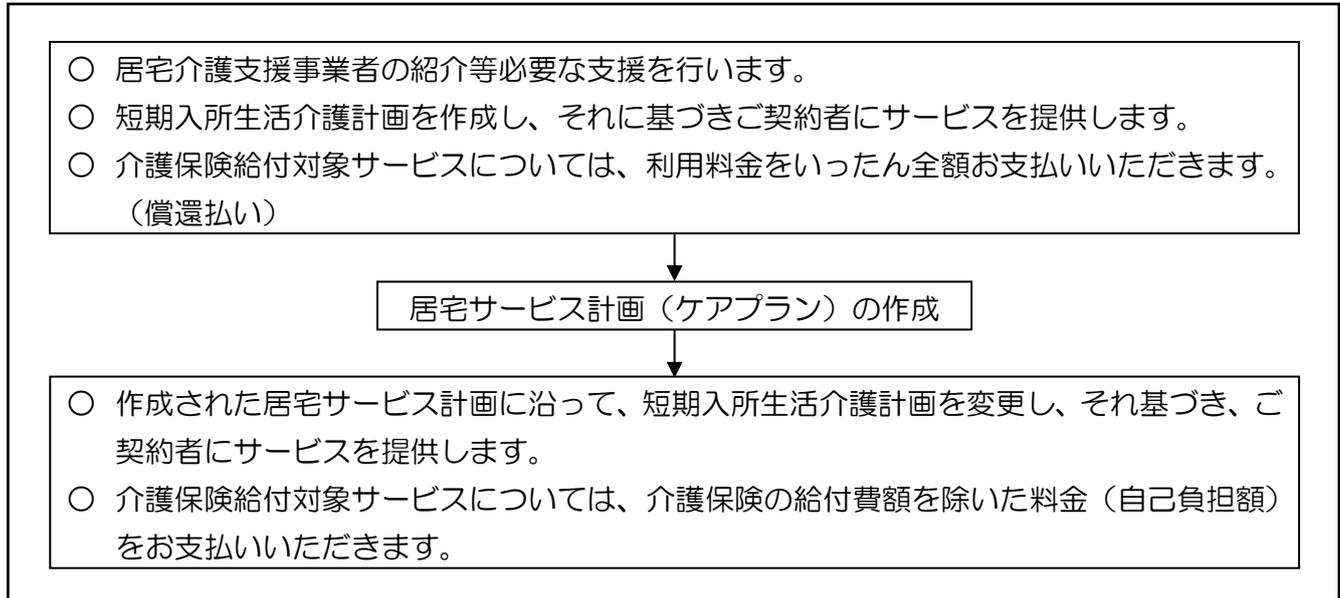
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）

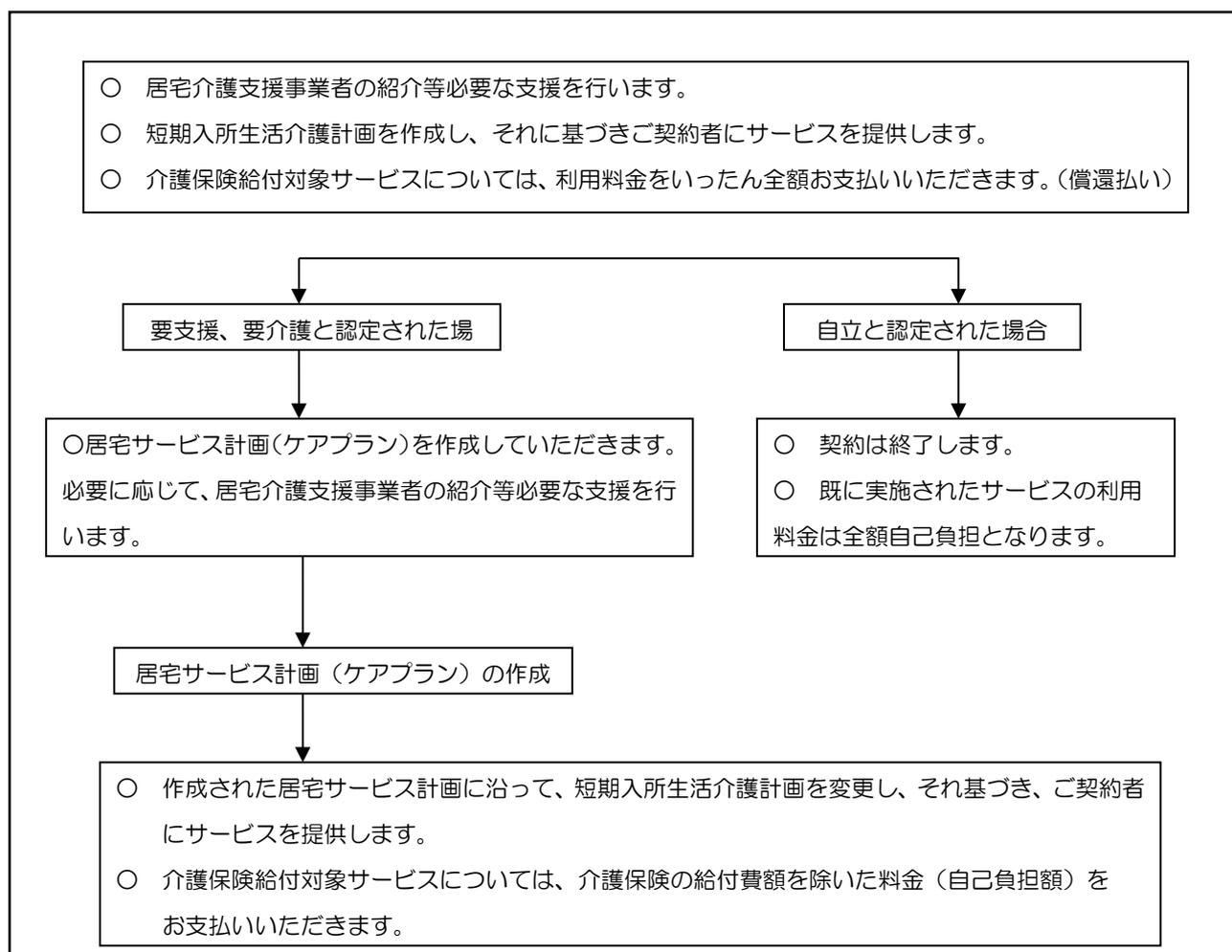


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後も同様とします。(守秘義務)ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 事業者は「福岡県暴力団排除条例」に基づき、暴力団が県民の生活や社会活動に介入し、不当な影響を与える存在であると認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。

5. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み品について

入居にあたり、以下のものの持ち込みは可能です。すべて持物にはご記名下さい。衣類、日用品、テレビ・ラジオ、車イス、歩行器など

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事ができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	寺沢病院
所在地	福岡市南区市崎 1-14-11
診療科	内科、循環器科、消化器科、理学診療科
医療機関の名称	西岡病院
所在地	福岡市南区老司 2-3-34
診療科	精神科・内科
医療機関の名称	夫婦石病院
所在地	福岡市南区大字松原 853-9
診療科	内科・整形外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	井口野間病院
所在地	福岡市南区寺塚 1-3-47
診療科	精神科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	安藤歯科
所在地	福岡市南区平和 1-2-18

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護等サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメント等の禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ⑤ 「福岡県暴力団排除条例」に基づき、利用者やその家族等が暴力団関係者である場合には契約を締結しません。また、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合は契約を終了します。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

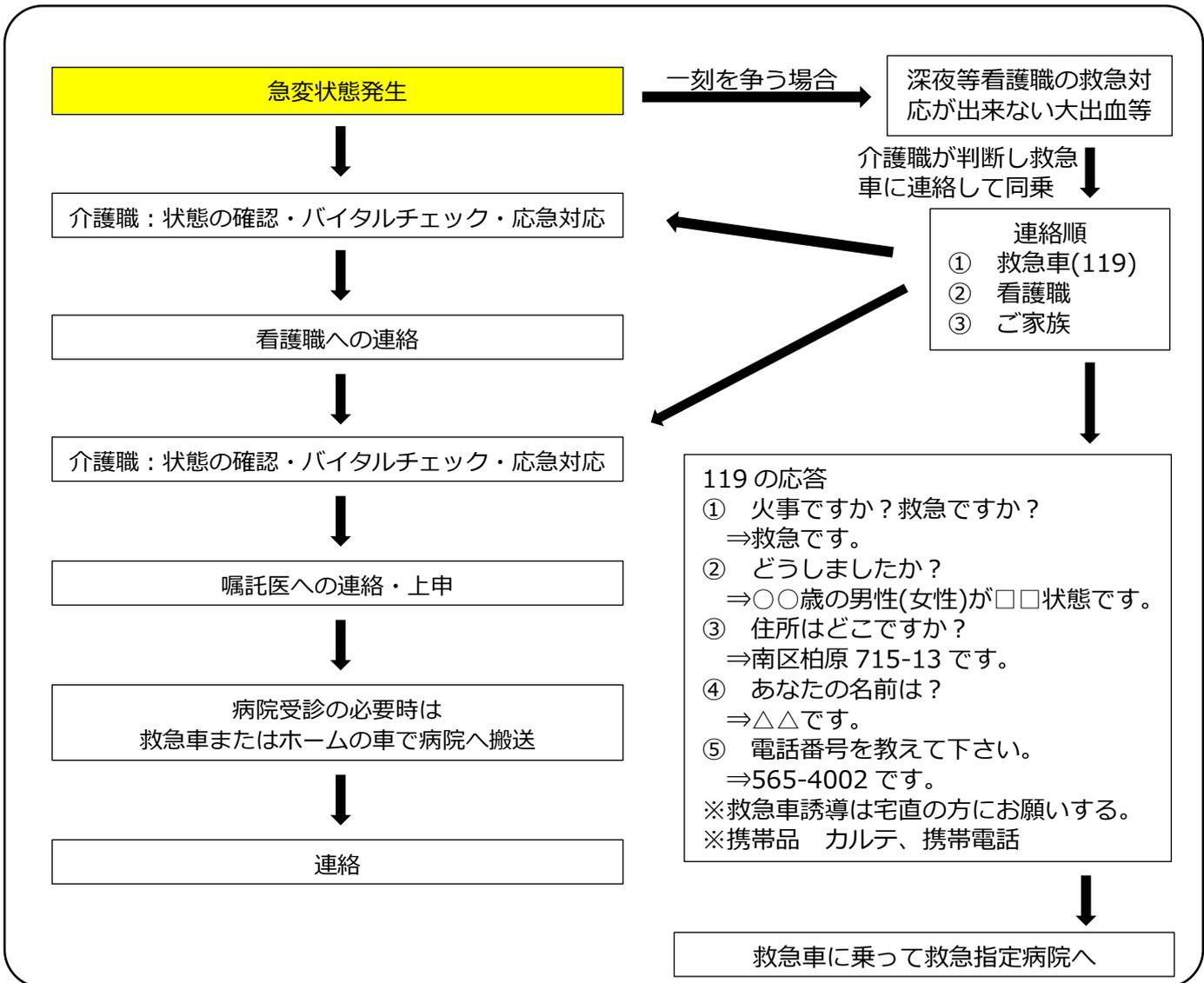
契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防災管理又は火気・消防等については責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年3回程、定期的に避難、救出等の災害対策訓練を行う。

8. 緊急時の対応

従業者は、利用者の病状に急変其の他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない、ご利用者に対する当該生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。



病状等についての情報共有の方法や曜日や時間帯ごとの医師との連携方法、診察を依頼するタイミング等については、当施設の24時間看護マニュアルに沿って対応して参ります。

9. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 秘密の保持について（契約書第 12 条参照）

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等関する事項を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。退職後も同様とします。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。

事業者は、契約書第 18 条に定める利用者の円滑な退居のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとしします。

11. 身体拘束について

当該、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、廃止することとします。なお、緊急やむをえない場合は、下記の手順で身体拘束を行うものとしします。

- ① 切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たす状態であるかを、施設内の身体拘束廃止担当委員会の中で検討、確認します。
- ② 入居者本人やご家族に対し、身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間等について、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。その際の説明については、介護職又は生活相談員が行います。
- ③ 入居者の日々の心身状況等や身体拘束実施の検討結果を記録します。
- ④ 身体拘束が必要でなくなったと担当委員会が判断した場合、速やかに解除します。

12. 虐待防止に関する事項について

施設は、入居者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じています。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ② 入居者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

※その他必要な措置を講じます。

13. BCP(事業継続計画)について

- ① 事業所は、災害や感染症等の発生の際は、入所者へのサービス提供が困難になることが予測されるため、「感染症 BCP」「災害 BCP」の指針に基づき対応します。
- ② BCP に対しての職員へ研修を実施します。

14. 福岡県暴力団排除条例に関する説明文

- ① 事業所は「福岡県暴力団排除条例」に基づき、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団をおそれないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。

15. 福祉サービス第三者評価について

ご利用者やご家族が事業所サービス選択の際に役立つ情報を提供するため、第三者評価機構が公正、中立な立場から評価を行うものです。現在は実施なし。

※ 当施設では、ご利用者の皆様に安心してお過ごし頂くため実施に向けて準備中です。